

相続時精算課税選択届出書

税務署受付

受贈者(子)についての必要事項を記入します。押印も忘れずに。

(平成20年分以降用)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

平成××年××月××日  
麻布 税務署長 殿

住所	〒×××-××× 電話(×××-×××-×××)
居所	港区六本木 丁目 番号
フリガナ	ナカジマ タロウ
氏名	中島 太郎
(生年月日)	(大・昭 43年 7月 7日)
特定贈与者との続柄	子

私は、下記の特定贈与者から平成\_\_\_\_年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

贈与年を記入

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	港区赤坂 丁目 番号
フリガナ	ナカジマ ヒデヨシ
氏名	中島 秀吉
生年月日	明・大・昭 12年 5月 5日

特定贈与者(親)についての必要事項を記入します。

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

養子縁組など、年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合のみ記入

3 添付書類

次の(1)～(3)のすべての書類が必要となります。  
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1)  受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 受贈者の氏名、生年月日
  - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3)  特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 特定贈与者の氏名、生年月日
  - ② 特定贈与者の65歳に達した時以後の住所又は居所(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) ②の書類については、租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」、租税特別措置法第70条の3の3((特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成19年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	Ⓜ	電話番号	
-------	---	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿					確認
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	----

(注) ※印欄は記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(平20.10)